

重要事項説明書

- ☐ 訪問看護
- ☐ 介護予防訪問看護
- ☐ 医療保険による訪問看護

利用者： _____ 様

事業者：医療法人社団 誠弘会 訪問看護ステーションふくろう

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 誠弘会
主たる事務所の所在地	〒350-1175 川越市大字笠幡 3724 番地 6
代表者（職名・氏名）	理事長 池袋 賢一
設立年月日	平成 8 年 4 月 3 日
電話番号	049-231-1552

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション ふくろう
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒350-1175 川越市大字笠幡 3730 番地 1 笠幡駅前ビル 1 階
電話番号	049-299-6871
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 4 月 1 日 指定 ・ 1 1 6 0 4 9 0 5 0 8
管理者の氏名	今井 恵
通常の事業の実施地域	川越市（笠幡、的場、川鶴、霞ヶ関地区）、日高市（高萩、大谷沢、中沢、女影、鹿山、平沢、原宿、田波目、駒寺新田、森戸新田、旭ヶ丘地区）、狭山市（柏原、広瀬地区）、鶴ヶ島市（鶴ヶ丘、三ツ木、天沼新田、上広谷）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護または介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 2人	理学療法士	常勤 -人、非常勤 -人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 -人、非常勤 -人
保健師	常勤 -人、非常勤 -人	言語聴覚士	常勤 -人、非常勤 -人

7. サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者： 今井 恵
----------	-----------

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<看護師、保健師が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分未満	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

<准看護師が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分未満	2,938円	294円	588円	882円
20分以上30分未満	4,407円	441円	882円	1,323円
30分以上1時間未満	7,710円	771円	1,542円	2,313円
1時間以上1時間30分未満	10,576円	1,058円	2,116円	3,173円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 ※（注２）参照		
		自己負担 １割	自己負担 ２割	自己負担 ３割
１回につき	3,063 円	307 円	613 円	919 円

（注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18 時～22 時）または早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	上記基本 利用料の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	上記基本 利用料の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
複数名訪問 加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	2,646 円	265 円	530 円	794 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円
複数名訪問 加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	2,094 円	210 円	419 円	629 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,303 円	331 円	661 円	991 円
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,126 円	313 円	626 円	938 円
緊急時訪問 看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者またはその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1 月につき）	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
緊急時訪問 看護加算Ⅱ	え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1 月につき）	5,981 円	599 円	1,197 円	1,795 円

特別管理 加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理 加算Ⅱ	画的な管理を行った場合（1 月につき）	2,605 円	261 円	521 円	782 円
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へサービス提供した	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
初回加算Ⅱ	場合（1 月につき）	3,126 円	313 円	626 円	938 円
退院時共同 指導加算	退院または退所につき 1 回（特別な管理を必要とする者の場合 2 回に限り）	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
看護・介護 職員連携 強化加算	当該加算の支援を行った場合（1 月に 1 回に限り）	2,605 円	261 円	521 円	782 円
口腔連携強化 加算	口腔の状態を歯科医と介護支援専門員に情報提供を行った場合（1 月に 1 回に限り）	521 円	53 円	105 円	157 円

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本 利用料	利用者負担金		
			自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
事業所と 同一建物に 居住する 利用者等への サービス提供 減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本 部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本 部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<看護師、保健師が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分未満	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

<准看護師が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分未満	2,834円	284円	567円	851円
20分以上30分未満	4,220円	422円	844円	1,266円
30分以上1時間未満	7,439円	744円	1,488円	2,232円
1時間以上1時間30分未満	10,222円	1,023円	2,045円	3,067円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
1回につき	2,959円	296円	592円	888円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）または早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本 利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本 利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

複数名訪問 加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	2,646 円	265 円	530 円	794 円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円
複数名訪問 加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	2,094 円	210 円	419 円	629 円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	3,303 円	331 円	661 円	991 円
長時間 介護予防 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	3,126 円	313 円	626 円	938 円
緊急時 介護予防訪問 看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者またはその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1月につき）	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
緊急時 介護予防訪問 看護加算Ⅱ		5,981 円	599 円	1,197 円	1,795 円
特別管理 加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理 加算Ⅱ		2,605 円	261 円	521 円	782 円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
初回加算Ⅱ		3,126 円	313 円	626 円	938 円
退院時共同 指導加算	退院または退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回に限り）	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
口腔連携強化 加算	口腔の状態を歯科医と介護支援専門員に情報提供を行った場合（1月に1回に限り）	521 円	53 円	105 円	157 円

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本 利用料	利用者負担金		
			自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
事業所と 同一建物に 居住する 利用者等への サービス提供 減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本 部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本 部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(3) 医療保険による訪問看護の利用料（訪問看護ステーション）

【訪問看護基本療養費Ⅰ】

	利用料			
	10 割	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
週 3 日まで（看護師・理学療法士）：1 日につき	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
週 4 日目以降（看護師）：1 日につき	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
週 4 日目以降（理学療法士）：1 日につき	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
週 3 日まで（准看護師）：1 日につき	5,050 円	510 円	1,010 円	1,520 円
週 4 日目以降（准看護師）：1 日につき	6,050 円	610 円	1,210 円	1,820 円

【その他療養費】

		利用料			
		10 割	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
情報提供療養費		1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

【基本療養費に追加される加算】

		利用料			
		10 割	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
複数名訪問 看護加算	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と 2 人以下で同行（週 1 回）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と 3 人以上で同行（週 1 回）	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師と 2 人以下で同行（週 1 回）	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	准看護師と 3 人以上で同行（週 1 回）	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	その他職員と 2 人以下で同行（週 3 回）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	その他職員と 3 人以上で同行（週 3 回）	2,700 円	270 円	540 円	810 円
難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回／訪問者 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 2 回／訪問者 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上／訪問者 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	1 日 3 回以上／訪問者 3 人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護 加算	月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算（6 歳未満）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
夜間早朝訪問看護加算（6～8 時／18～22 時）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22 時～6 時）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

（４） その他の費用

項目	内容・料金
交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 ・自動車を使用した場合 1 キロメートル当たり 70 円（税込）
死後の処置料	死後の処置を行った場合には、その費用を請求いたします。 ・11,000 円（税込）
その他	利用者の居宅において、サービス提供のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担になります。

（５） キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合のキャンセル料は設定しておりません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	設定しておりません。
利用予定日の当日	設定しておりません。

(6) 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内にお送りいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の4日(祝休日の場合は直前の平日)に、利用者が指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	原則として、お取り扱いしておりません。
現金払い	原則として、お取り扱いしておりません。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡して指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称と氏名 所在地・電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 : 049-299-6871 面談場所 : 訪問看護ステーションふくろう 相談室
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	川越市 介護保険課	電話番号 : 049-224-8811
	日高市 長寿いきがい課	電話番号 : 042-989-2111
	狭山市 介護保険課	電話番号 : 04-2953-1111
	鶴ヶ島市 介護保険課	電話番号 : 049-271-1111
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号 : 048-824-2568

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。
 - ① 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥ 利用者または家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
 - ⑦ その他訪問看護サービスに直接関連しないと事業所が判断するもの
- (2) 利用者または家族等による、訪問看護職員に対するハラスメント行為は禁止しています。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員または地域包括支援センター、当事業所の担当者へご連絡ください。

-
- ・策定：2024 年（令和 6 年）1 月
 - ・施行：2024 年（令和 6 年）4 月
 - ・改訂：2024 年（令和 6 年）6 月
 - ・改訂：2025 年（令和 7 年）4 月
 - ・改訂：2025 年（令和 7 年）6 月

【重要事項の説明と同意について】

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	:	埼玉県川越市大字笠幡 3724 番地 6
	事業者（法人）名	:	医療法人社団 誠弘会
	代表者職・氏名	:	理事長 池袋 賢一 ㊞
事業所	所在地	:	埼玉県川越市大字笠幡 3730 番地 1 笠幡駅前ビル 1 階
	事業者名	:	訪問看護ステーションふくろう
	説明者職・氏名	:	㊞

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ ㊞
署名代行者（代理人）		
	住所	_____
	氏名	_____ ㊞
	続柄	_____